島根県労働委員会 などの関係機関の世 でパワハラ」「突然 「パワハラ」「突然 下払」など、労働者 をします。 【日 時】 10月26日(日)10 11月26日(日)10 11月

10

を解決するお「突然解雇」 時 15 時

県労働委員会と島根労働局 を 《松江市学園南1-2 《松江市学園南1-2 《お問い合わせ先】 「お問い合わせ先」 「お問い合わせ先」 島根県労働委員会事

В 関する トラブ 相談会」 **ത** お手伝

ij

力、

中南米など

祉業

事業主どちら (秘密厳守) から \mathcal{O}

ハ々と共に生活」 では、開発 Aл ラ 外でのボ とながら協 協力機構 シテ

ア

を募集

ま

す

・青年海外協力隊②シニア海外ボランティア③シニア海外ボランティア満40歳~9歳満0できる一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方一方 ボランテ 海外協り、

(無料、予約不要、 10月4日(土)松江 開催されます。 開催されます。 &説明会」 $\underbrace{\overset{2}{1}}_{}$ 云」が次のとおりれた経験者による 6 3 0

3 合わ せ先

一明るく働きやすい職場づくりに向けて一

小要、入退室自由)松江テルサ



と接会場に 当日

に日

お受

将来は!脅



練

パワハラって何?



5

執拗にミスを責める

給料泥棒 呼ばわりする

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性 (※) を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

- ※ 上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間などの様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。
- ○職場のパワーハラスメントに当たりうる行為類型としては、以下のものが挙げられます。

③人間関係からの切り離し:隔離・仲間はずし・無視 ④過大な要求:業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害

⑤過小な要求:業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと ⑥個の侵害:私的なことに過度に立ち入ること

ご相談は松江地方法務局出雲支局、またはお近くの人権擁護委員へどうぞ! 松江地方法務局出雲支局・出雲人権擁護委員協議会 TEL: 0853-20-7732

「行政相談週間」と「行政相談所開設」

皆さんは、毎日の暮らしの中で、例えば道路、河川、登記、年金などの役所の仕事につい て、苦情がある、困っていることがある、こうしてほしい、苦情を申し出たが説明や措置に納 得がいかない、どこに相談してよいか分からない、といったことはありませんか?

総務省の行政相談は、国の役所の仕事等について、苦情や要望を受け付け、必要に応じ公 正・中立な立場から必要なあっせんを行い、その解決を促進するとともに、皆様の声を行政運 営の改善に役立てるものです。

総務省では、この行政相談について、皆様の理解を得るとともに、その利用を促進するた め、毎年10月に「行政相談週間」を設けています。

今年の行政相談週間は、10月20日(月)から26日(日)までの一週間です。 この週間行事の一環として、下記のとおり行政相談委員が行政相談所を開設します。 相談は無料で秘密は固く守られますのでお気軽にご相談ください。

行政相談委員	場 所 (電話)	日時
植田和良	三成中央公民館(54-1311)	公民館開館日
安部 純生	横田公民館(52-2022)	8:30~17:15

※ご相談に来られる際は事前に公民館までお知らせください。

【お問い合わせ先】

総務省島根行政評価事務所 行政相談課 電話:0852-21-3630

NPOや住民グループ、企業、青少年の団体 等が、様々な分野で取り組む「県民いきいき活 (営利を目的としない、不特定多数のもの の利益のための自発的な活動)のうち、特に優 れた活動を知事表彰します。

【募集部門】

- ○NPO・ボランティア部門 県内に主たる事務所を有する団体
- ○企業部門

県内に本支店または営業所等を有する企業

○ユース部門

県内の高校生以上の年齢層の青少年の組織が 取り組む活動

【表彰要件】

- ・先駆性および地域社会への貢献度が高く、そ の効果が現れている
- ・活動期間が、概ね5年以上 (ユース部門は概ね3年以上)

【応募期限】

10月31日(金)当日消印有効 自薦・他薦を問いません

【応募先・お問い合わせ先】

県庁NPO活動推進室

☎0852 (22) 5096

里親になりませんか

~子どもたちに家庭のぬくもりを~

さまざまな事情により家族と一緒に生活す ることが出来ない子どもたちがいます。里親 とはこうした子どもたちを自分の家に迎え入 れ、家庭的な環境の中で愛情を込めて養育し てくださる方です。

~あなたにもできることがあります~

里親には、子どもが親と一緒に生活できる ようになるまで養育する「養育里親」と養子 縁組により養親となることを希望する「養子 縁組里親」があります。

子どもが好きであり、愛情と熱意を持っ て、真心を込めて養育してくださる方を求め ています。養育里親の場合は、長期の養育だ けでなく、月に1~2回程度、主に土日や長 期休み中に数日間といった短期間の家庭生活 体験をさせてくださる方も求めています。

里親制度に関心のある方は、下記までお問 い合わせください。

【お問い合わせ先】

出雲児童相談所・出雲地区里親会 電話:0853-21-0007